

～業務改善を検討している中小企業のみなさま～

業務改善に要した費用の2分の1の助成金が支給されます

対象者

・島根県内に事業所を置く中小企業事業主

・中小企業の範囲は、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資金の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」の要件を満たす事業主です。

業種	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支給額

- ・補助率 2分の1
- ・上限額 100万円 下限額 5万円

支給要件

- ・時間給800円未満の労働者を使用していること
- ・事業場で最も低い時間給を800円以上とする賃金改善計画を作成し、実施すること（1年あたりの引上げ額は40円以上）
- ・申請年度の業務改善計画（労働能率の増進に資する設備・機器の購入、研修等）を作成し、実施すること



詳しくは 島根労働局労働基準部賃金室 電話 0852-31-1158

へお問合せください

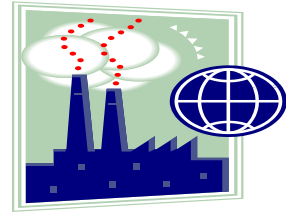
業務改善助成金

申請事例

島根県内の活用事例

事例① 製造業

- ・省力化機械・設備の導入
(清酒製造業で作業効率化のため
小型洗米器を購入)



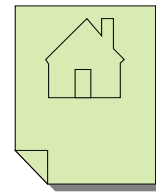
事例② 運送業

- ・社用車の購入
(販路拡大のため新規の用途・車種の
輸送車を購入)



事例③ 小売業

- ・配送用社用車の購入
(コンビニエンスストアで新規分野
である宅配のための車両を購入)



事例④ 医療業

- ・機械設備の増設
(歯科医院で作業効率を上げるため
医療機械を増設)



事例⑤ サービス業

- ・パソコンソフトの購入
(会計事務所で作業効率化のため
オプションの会計ソフトを購入)



経営労務無料相談（中小企業相談支援事業）のご案内

島根労働局では、生産性の向上等の経営改善や賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しなどの課題に取り組む中小企業への支援として、経営面と労務面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる無料相談窓口を設置しています。

事業主の皆様、ご活用ください。

島根県最低賃金総合相談支援センター

松江市母衣町55-4 一般社団法人島根県経営者協会内
080-5757-3208 又は 0852-21-4925
平日（月19日※） 9:00～17:00

浜田地区でも月3回出張相談を行います

浜田市殿町124-2 浜田商工会議所内
080-5757-3209
（月3日※） 9:00～17:00

※開設日の詳細については事前にお問合せください。